

件名	安心できる年金制度確立に関する陳情		
提出者	墨田区東向島二丁目十九番六号		
住所氏名	全日本年金者組合墨田支部	支部長	高橋 孝
受理年月日	平成十六年二月十二日	受理番号	第五号

要 旨

左記事項について、政府に対し、意見書を提出してください。

- 一 二〇〇四年の年金改悪にあたっては、保険料の引き上げ、年金の引き下げなど、これ以上の年金改悪を行わないこと。
- 二 公的年金等控除の縮小・廃止など、年金への課税強化を行わないこと。
- 三 基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げること。その財源は公共事業など歳出の見直しで捻出し、消費税増税に求めないこと。

- 四 年金積立金を株式投資に使わないこと。過大な積立金は、保険料の引き下げと給付の改善に活用すること。
- 五 全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

(理由)

二〇〇三年四月から、受給中の年金額が〇・九パーセント引き下げられました。これは、史上初めてのことで、高齢者の生活を直撃しています。そのうえ政府は、二〇〇四年の年金改革に向けて制度の大改悪を行おうとしています。

年金改正法案は、厚生年金保険料については本年十月から現行十三・五八パーセント（労使折半）を毎年〇・三五四パーセントずつ引き上げ、二〇一七年には十八・三〇パーセントにする、国民年金も厚生年金の引き上げに見合っけて引き上げることになっています。

一方、給付水準は、労働者の平均手取り賃金に対する割合を、現行の五十九パーセントから五十パーセントまで引き下げることになっています。法律で義務付けられている基礎年金国庫負担の二分の一への引き上げは先送りしています。

物価スライドについては、二〇〇四年度も〇・三パーセントの引き下げを行おうとしていますが、今後とも下落分は引き下げますが、上昇分は調整措置を講じて引き下げ幅を縮小します。賃金スライドについては、労働者の賃金が上がってもスライドせず、逆に下がったときはその分を引き下げるといふ、全く理不尽なものです。

さらに重大なことは、給付水準の引き下げを、国会の審議抜きに政府が自動的に行う仕組みにしようとしていることです。そのうえ政府は、所得税に関し、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小を二〇〇四年度予算案に盛り込んでおり、これに連動する住民税・国民健康保険料・介護保険料の引き上げと合わせれば、多くの高齢者は年額十万円を越える負担増となります。すでに与党間では所得税の定率減税の縮小・消費税の増税を合意していますが、一方、大企業・大金持ちへの優遇税制には一切手を付けようとしていません。

このように、政府が打ち出している年金改革は、保険料の重い負担に苦しんでいる労働者、国民の暮らし、月額平均四万五千元という国民年金受給者をはじめ、年金生活者への配慮がひとかけらもありません。

厚生年金・国民年金などの積立残高は、合計二百三十六兆円（二〇〇一年度末）の巨額となっており、このうち厚生年金積立金については、株式運用の失敗で累積損失六兆円超になっていますが、その責任は全く不問とされています。

無年金者・無年金障害者が七十万人以上、未加入者・未納者・免除者など、やがて無年金・低年金となる人は九百万人といられています。高齢者が安心して暮らせるように、「誰でも掛け金なしで八万円」の最低保障年金制度を創設することが強く求められています。

すでに、千五百近い地方議会が、「最低保障年金制度の創設」を求めて意見書を国に提出しています。また、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して「年金制度に最低年金を導入すること」を勧告しており、政府は国連に対し、二〇〇六年までに報告を出さなければなりません。最低保障年金制度を求める流れは、国際的にも国内的にも大きくなっています。

以上の趣旨をご理解の上、右事項の実現をお願いいたします。

以上